

## 公募型プロポーザルに関する公告説明文

公募型プロポーザル方式による受託者公募について、次のとおり公告する。  
当プロポーザルに参加を希望する者は、下記により関係書類を作成のうえ提出されたい。

令和 8 年 8 月 2 0 日

シン・いばらきメシ総選挙実行委員会  
会長 大井川 和彦

### 1 調達に付する事項

- (1) 委託業務名 令和 8 年度シン・いばらきメシ総選挙 2026 受賞グルメ等プロモーション業務委託
- (2) 実施主体 シン・いばらきメシ総選挙実行委員会（以下、「実行委員会」という。）
- (3) 委託業務の目的 本事業は、令和 8 年 10 月 10 日から 12 日に茨城県三の丸庁舎で開催するシン・いばらきメシ総選挙 2026 のグランプリグルメを中心とした受賞グルメ等について、首都圏を中心にプロモーションすることにより、「食」の観光資源の創出及び「食」を通じた地域振興を図るもの。
- (4) 委託業務の内容 令和 8 年度シン・いばらきメシ総選挙 2026 受賞グルメ等プロモーション業務委託仕様書のとおり
- (5) 委託期間 契約締結の日から令和 9 年 3 月 12 日まで
- (6) 見積限度額 11,000,000 円（消費税及び地方消費税 10%を含む。）  
なお、この額は事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること（予定価格は別途定める）。

### 2 資格要件

- (1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく茨城県物品調達等競争入札参加者資格者名簿において、大分類「広告・出版・催物」に登録されている者であること。なお、当該要項に基づき当該参加資格者名簿への登録を申請中である者も、当該プロポーザルの参加を認めることとする。ただし、当該事業者についてのプロポーザル審査結果は、当該資格要件の審査が当該事業の契約締結期限までに終了していないとき、又は、資格を有すると認められなかったときは無効とする。
- (2) 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札への参加制限を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号又は同条第 3 号に規定する者でないこと。
- (6) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- (7) 過去 5 年間に於いて、同種又は類似業務を実施した実績を有する者であること。

### 3 審査方法及び評価項目

#### (1) 審査方法及び結果の通知

提出された企画提案書は、実行委員会内に設置した審査委員会において、下記(2)の評価基準により審査を行う。採否については、決定後速やかに通知する。なお、審査については非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

#### (2) 企画提案内容を特定するための評価項目

|         |                                                                               |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 業務内容    | ① 業務内容の理解度<br>② 提案内容の的確性<br>③ 提案内容の独創性<br>④ 提案内容の実現性<br>⑤ 工程の妥当性<br>⑥ 見積額の妥当性 |
| 業務の実施体制 | ⑦ 実施体制の適切性                                                                    |
| 会社の業務実績 | ⑧ 同種又は類似業務の実績                                                                 |

### 4 手続き等に関する事項

担当部局 シン・いばらきメシ総選挙実行委員会事務局

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 (茨城県政策企画部地域振興課内)

電話 029-301-2732 E-mail shiniba@pref.ibaraki.lg.jp

### 5 質問の受付

本件の内容に関する質問等については、質問書(様式4号)により、令和8年8月31日(月)17時まで、担当部局にて電子メールにより受け付ける。なお、質問を提出したときは、電話で到着確認を行うこと。

#### (1) 提出先

「4 手続き等に関する事項」の担当部局に同じ。

#### (2) 回答方法

質問は、令和8年9月2日(水)17時までに電子メールにより回答する。

### 6 提出書類及び提出方法等

#### (1) 提出書類及び提出部数

郵送の場合

- |                          |    |
|--------------------------|----|
| ①企画提案提出書(様式1号)           | 1部 |
| ②過去5年間の同種又は類似業務の実績(様式2号) | 1部 |
| ③資格要件に係る申立書(様式3号)        | 1部 |
| ④企画提案書(任意様式)             | 1部 |

仕様書の内容を踏まえ、下記の内容を盛り込むこと。

ア 業務内容に関する具体的な企画案

イ 業務実施体制、作業工程

ウ 企画競争参加者の概要等

・企画競争参加者の概要

・担当者名及び連絡先

- |            |    |
|------------|----|
| ⑤見積書(任意様式) | 1部 |
|------------|----|

- (2) 提出期限 令和8年9月11日(金)17時必着
- (3) 提出方法 電子メール又は郵送(送付記録が残るもの)に限る。なお、電子メールで提出したときは、電話で到着確認を行うこと。
- (4) 提出先 「4 手続き等に関する事項」の担当部局に同じ。

## 7 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (4) 採択された企画提案書の著作権は実行委員会に帰属する。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、茨城県財務規則第138条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部または一部の納付を免除する。